

大化改新と藤原鎌足

横 田 健 一

【要約】 本稿は大化改新の功臣として有名な藤原鎌足の政治家としての地位、役割が、史料不足の故に、極度に不明な点を明らかにするため、改新政府の重要な位置にある人々の個々の行実、個性的役割を明らかにし、これと比較し、これを除いてゆき、鎌足のそれを闡明しようとした。その前提となる史料の各箇条も、その史料的性質はできるだけ究明するように心がけた。

一

本稿の目的は、大化改新およびそれにひき続く斉明・天智朝という古代国家形成期に、藤原鎌足がどのような政治的役割を果し、どのような政策を立案遂行したかを考えるにある。鎌足に関し過去に三篇^①の論考を発表したので、詳細はそれに譲つた部分が少くないことを許されたい。

なお本文中日本書紀の引用は一々補註にのせなかつた。年月(日)をしるした引用の中で、特別断らないものは書紀の該年月(日)条である。

鎌足は中大兄皇子とともに、大化改新の立役者のごとく伝えられているが、記紀、大織冠伝その他の史料によつて知り得る限りでは、種々の諸改革、政策にかれが積極的に関与し、指導したことを立証する史料は非常に乏しい。これはもつとも他の指導的人物についてもそうである。孝徳紀にしろされた多くの改新関係重要諸詔勅は、単に詔、勅とあつて、その立案者、宣布者の名を殆どしるささない。なお孝徳紀には多くの詔勅の文章が引用されているのに、斉明、天智紀には詔勅の文章をしるしたものは非常に少ない。これは壬申の乱に近江京で焼失欠逸したのであらう。孝徳

紀の改新関係のものは難波または倭の故京に残つたのではなからうか。奈良朝以後においても、六国史にみえる諸政策の立案者のわかるものは非常に少く、不明なものが絶對的に多いのである。故に改新時代のそれを知らうとすることは無謀といえそうである。

律令時代の政治は、太政官の中樞を形成する公卿すなわち太政大臣、左右大臣、大納言によつて議定され、天皇に奏して裁可をこうところの寡頭政治である。これにのち中納言や参議あるいは摂政・関白等の令外官の公卿が参加したが、寡頭政治である本質には変りはない。ゆえに古代の諸政策は天皇、皇太子らの主権者と政權を掌握した公卿グループの意志が指導的で、これに公卿以下の中・下級貴族の輿論が反映し、ばあいによつては多少民衆の意志や輿論が参照されたものであつたといつてよい。それぞれの政策の立案者を特定の人に帰して考えることは大した意味がないのかもしれない。

だがそうした公卿グループの中においても、やはり個人の人力量や才能、識見、意志、門閥等によつて、おのずからそれぞれの人が占める地位や役割も異つて来、主導的な

地位の人と従属的な人があつたはずである。

私がここに大化改新において鎌足の果した役割を考えるためにとる方法は、非常に初歩的にみえる方法だが、書紀や大織冠伝等にもみられる改新首脳部各個人が、それぞれどのような個人的特色ある行動をしているか、個人別に考え、それから、各人の地位、役割の方面を推定し、それを除き去つて、あとに残る政策の立案者を推定しようとするのである。

この方法も実際にはいろいろ障害があり、結論としては予期通りの効果はあげえなかつたといえる。現実の政治において表面に立つ公卿等の下に属して、史料面にあらわれない中下級貴族が実際の立案、運営において有する実力は、史料的に絶対に知り難い。そもそも書紀等の編集に用いられた史料が、僅かに残された限られた詔勅や公文書、記録、個人の日記、かんたんな物語的伝承等であつて、事件当時の文献の全面的使用がなされていない。さらに編集者の政治的立場からいつて、例えば天武系の皇室が編集にあつたため、これに対立した大友皇子側の事情、意志が全く史書に反映し難いというように、史料が取捨選択されるから

である。

かようにこの方法は原始的であり、不完全であつても、今まで殆ど試みられなかつたし、また試みなければ問題にアプローチできないのだから、諸種の条件を考慮しつつこの方法を用い、問題の核心に接近してゆきたい。

二

改新の首脳部は孝徳天皇、皇太子中大兄皇子、左大臣阿倍内麻呂臣（一名倉梯麻呂、この方がよく使われる。麻呂を万侶と記すことがある。原史料の相違によると思われる。以下同断）右大臣蘇我倉山田石川麻呂臣、内臣中臣鎌子連、それに国博士の僧旻法師および高向玄理（一名黒麻呂）であるといつてよからう。

まず旻法師と高向玄理とをとりあげる。推古十六年（六〇八）四月に来朝した隋使裴世清が、九月に帰朝するとき、それに同行して、わが大使小野妹子らと共に、留学生、学問僧らも派遣された。その中に学生高向漢人玄理、学問僧日文、南淵漢人請安ら八人があつた。この日文は旻のことと推定されているが、まず誤はあるまい。推古三十一年（六

二三）唐国から留学をおえて帰朝した医惠日らが、「大唐国者法式備定珍国也、常須達」と奏したような印象は旻たちも受けて帰つたにちがいない。舒明四年（六三三）唐から帰朝する、わが遣唐使犬上三田相らを、唐使高表仁が新羅送使らと共に送つてきた時、旻も帰朝した。

旻の思想をうかがうべき逸話としては次のようなものがある。舒明九年（六三七）二月二十三日、大きな星が東より西に流れ、雷に似た音がした。時人は流星の音であるといい、また地雷であるといつたが、旻は「これ天狗なり、その吠ゆる声雷に似たるのみ」といつたという。今日の常識から判断すれば、大流星であることは疑いないが、旻は天狗のような超自然的妖異の存在が自然現象を左右することを信じており、その解釈が時人の上に権威をもつていたので、かれの言がしるされ書紀編纂の時まで残つたのであろう。同十一年正月二十二日にも長星が西北にみえた時、かれは、「これは彗星なり、見ゆれば飢す」といつたという。これも非科学的な言葉で、彗星が飢饉と直接因果関係をもつとは考えられない。

以上二カ条にわたる天文の異常に関する書紀の記事は、

書紀の推古末年以後の部分に急に数多くみられる天文や氣象その他における異常事象記事とともに、朝廷における天文等觀測記録の書類が、書紀編修当時まで残っていたものに基いたであろう。それには唐でそうした異常事象解釈の学問をおさめてきた僧旻の言葉を、権威あるものとして書加えていたのであろう。

大織冠伝（家伝上）には、旻の堂に群公子が集まり、その周易の講義を聞いていた中には、鎌足や蘇我入鹿らもいたことがしるされている。その年代は不明だが、旻が帰朝した舒明四年以後であることは勿論である。この年に鎌足は十九歳^①である。おそらく在唐二十五年新婦朝の旻の講義を、二十歳ないし、それをこえたばかりの鎌足やその前後の青少年貴族が聴講していたのだろう。旻が講じた書は周易以外にもあつたかもしれないが、伝承に残るところでは、他の古典をさしおき周易のような、超越的な天の意志を占卜、解釈することを政治の要諦とする古典を講じたことあることは、いかにも旻らしく思われる。なおこの講義のある日、鎌足が堂におくれて入つてゆくと、先にきていた入鹿が起立抗礼し、共に坐した。旻がこれに目をとどめ、後で鎌足

に「わが堂に入るものには、（身分の高さで）宗我の大郎（入鹿）にしくものはないが、ただ公のみ神識奇相、実にこの人に勝れり、願はくは深く自愛せよ」と語つたという。この話は、おのれの祖先鎌足をほめそやす押勝の作つた大織冠伝の文章であるから、誇張もあろう。しかし旻が人相をみて、その将来の運命に関する天稟の資質をみとめたという神秘性に富む話は、旻の他の言行よりみてあり得ることだと思われる。同じ国博士でも玄理には、こんな逸話はない。旻の独自性をかたるものである。

旻の国博士としての役割を示す史料は少ないが、次の話はやはり旻らしい特色がある。白雉元年二月九日戊寅、穴戸国司草壁連醜^{しむら}経が白雉の瑞を得て、朝廷に献じた時、朝廷は、まず百濟君に瑞の先例を問い、後漢明帝永平十一年の例についての答を得、ついで沙門等に問うた。沙門等は耳に未だ聞かず、目に未だみざるところで、天下に赦して民心をよろこばしめるべき旨を答えた。高麗および唐に学んだ道登法師^②は、昔の高麗で伽藍を造営せんとして白鹿の行くところにこれを造つた例、白雀がある寺の田莊にみえた例、遣唐使が死んだ三足の鳥を持つてゆき、かの国人にみ

せたところ休祥よきざとといわれたとの高麗関係の先例をあげた。

これに対し旻は中国における白雉の瑞祥についての古典の理論をまずあげ、ついで中国古代の白雉の先例をあげていて、道登のように高麗のしかも白雉以外の白色の禽獸に關して手あたり次第にあげるといっているのではない。いわば学のあるところを示している。旻の引用した古典を河村秀根の研究に従つてあげれば、「王者傍流四表」の句は佩文韻府、太子伝備講所引感精符等にみえ、「周成王時、越裳氏献白雉」、「王者祭祀不相踰」等は孝經援神契に、また「周成王時、越裳氏云々」は尚書大伝、韓詩外伝等にみえる。「晉武帝咸寧之年見三松滋」は宋書符瑞志に記事がある。その他旻の引く文句は中国古典に一々典拠をもつている。旻の学力は当代随一だつたのだから。

この瑞祥によつて皇太子はじめ群臣は天皇に賀詞を奏し、白雉と改元された。大化にはじめて年号が制定された後、年号を改元した最初の事件であるが、その根拠を休祥の出現に求めるといふ中国風のやり方は、全く旻ら唐への留学生の発案であらう。その人々の中で、百濟君のごとき帰化王族は別として、沙門の中で、道登など後進辺地の高麗の

例しか知らぬものに比し、中国に關する豊富な學問をもつ旻は最大の權威であり、改元發案の張本人だつたのではないか。

旻の政治上の仕事としては、以上のような咒術宗教的迷信に關するもののみではなく、大化五年正月に博士高向玄理と釈僧旻に詔して、八省百官を置かしたことがあげられる。この八省百官の内容は不明であり、大宝、養老律令の制のそのように完備した制が、直ちに立案されたとは考えられないが、その前提となる中国風官司制度整備への第一歩は、唐制を熟知するかれらに命ぜられ、かれらによつて基礎をおかれたのであらう。

これよりさき、大化元年八月に、大寺に僧尼を集め、沙門そもん、大律師福亮、惠雲、常安、靈雲、惠至、寺主僧旻、道登、惠隣、惠妙を十師とし、別に惠妙を百濟寺々主とし、この十師らに、よく衆僧を教え導き、釈教を修行すること必ず法の如くにさせ、天皇より伴造に至るまで造寺を助け作らせ、寺司と寺主を諸寺に巡行させ、寺の状況をしらべ奏せしめた。この政策が誰の企画に出たものかわからないが、あるいは旻の立案によるものではなからうか。旻がとくに

寺主とする点は、その特別の地位を示すものであろう。恵妙は百濟寺々主とあるのに、旻はたんに寺主とあるが、どこの寺主か。この詔を宣せられた大寺は元興寺と考えられ、旻はあるいはこの寺の寺主ではなかつたか。

孝徳天皇は「仏法を尊み、神道を軽^{あな}りたま^う」と書かれた天皇だが、旻は天皇から最も尊敬、信頼された僧であつた。白雉四年（六五四）五月旻の病おもかつた（らしい）時、天皇は旻法師の房^⑩に幸して、その疾を問ひ、口づから恩命を勅し、「もし法師今日亡^しなば朕明日より亡^ん」といわれた。四年六月旻が死ぬや、天皇は使を遣して弔ひ、あわせて多くの贈りものがなされ、皇祖母尊（皇極天皇、皇太子らもみな使を遣してその喪を弔ひ、かれのため画工狛堅部子麻呂、鯉魚^{みな}戸直に命じて多くの仏菩薩像を造り、川原寺^⑪に安置供養せしめられた。このような天皇の信頼を旻が得た理由は、孝徳天皇の条でふれるように、天皇の孤独を慰め、天皇と皇太子の対立を調整したことによるらしい。かれが天皇はじめ皇祖母尊や皇太子にいたるまでの絶大な信頼を得た改新政府の重要人物であつたことは疑いない。しかし以上みてきたかれの個性的行動の傾向よりいつて、

はたして改新の根本政策である土地制度や豪族の処遇の大変革などには、どの程度参画したか疑問なきを得ない。

第一、かれが孝徳天皇から絶大な信頼を得たにしても、天皇が改新政治にどれほどの主導権をもつたか、後にみるように疑問がある。むろん皇太子もかれを尊重していたらしいし、鎌足の師でもあるし、唐制の精通者でもあるから、中国の制度や故実を改新政治のモデルとして大いに鼓吹したことは考えられる。大化二年二月に制せられた鐘匱の制などは、かれの発案であるかもしれない。しかし要するにかれは宗教家であり、その改新政治に寄与したところは宗教と儒教的かつ咒術的学術よりするものであつたと考えられるのである。

三

次に国博士の一人高向玄理（一に黒麻呂につくる）は推古十一年旻らとともに留学生として中国に渡つた人で、新漢人とよばれるように、大化前代の新しい帰化人である。

かれは舒明十二年（六四〇）に新羅を経て帰朝した。在唐実に三十三年におよぶ。その行動にはどのような特色があ

るか。大化二年九月^⑭、新羅に遣されて、人質を貢らしめ、新羅に出させていた任那の調をやめさせた。そして新羅の上臣大阿湊金春秋、すなわち真智王の孫であり(母は眞平王の女)、後の太宗武烈王となつた人に送られ、小山中の中臣連押熊とともに帰朝した。金春秋は新羅の人質である(但しこれは日本側の解釈で、新羅は人質と思つていなかったかもしれない)。玄理の新羅行は、金春秋のような重要人物を質として連れてきた点をも、いかに重大な外交々渉の使であつたかがわかる。

かれがこうした重大な使に成功したのはなぜか。新羅が当時百済、高句麗と連年戦い、とくに百済との間に激しい戦が行われていた。高句麗の方は大化元年(六四五)、新羅の乞によつて出兵した唐に攻められていたから、それほど新羅もおそれなくてもよいようになつた。だが、百済を牽制するため日本に金春秋のような重要人物を派遣せざるを得ぬ窮境にあつたからであろう。金春秋は翌々年(六四八、わが大化四年、真徳王二年、唐太宗貞観二十二年)に唐へ派遣され、百済の強猾と侵凌を訴え、出師を乞うたことをみても新羅の外交がどのようであつたかわかる。しかしそれはそ

うとしても高向玄理が派遣され、使命を完了しえたのは、かれが、唐の言葉に通じていたからであり、かれが前に唐への留学をおえて帰朝した時、新羅を経由したことから察せられるように、新羅に関する知識もあり、あるいは新羅に知己を有し、新羅の言葉を解したからであるかもしれない。

大化五年正月に玄理が晏と共に八省・百官を設置すべき詔を蒙つたことは前述した。在唐三十三年といふかれの経験と学識が用いられたのであろう。

白雉五年(六五四)二月に大錦上高向史玄理^⑮は遣大唐押使に任ぜられ、大使小錦下河辺臣麻呂、副使薬師惠日以下二船に分乗した使臣、留学生らを率いて、唐に渡つた。この時唐帝高宗は、東宮監門郭文举をしてことごとく日本の地_{こほ}里_{こほ}および国初の神名などを問わしめたというが、玄理は習熟した唐の語学をもつて、同じく舒明三年に渡唐留学の経験ある惠日とともに、この応答にあたつたことであろう。かれは唐において死んだ。年月は不明である。白雉五年はかれが初めて渡隋した推古十一年より四十六年後にあたり、かれはかなりの高齢だつたと推定される。

以上、高向玄理についてわかるところからいえば、かれの政治的行動の顕著な特色は外交官としてのそれである。大化改新時代に半島諸国との交渉が少くなかったことは書紀に明らかであるが、そうした外交交渉に關し、改新政府において主に働いたのは玄理ではなかつたか。

むろん後にみるように鎌足なども唐・半島使臣らと折衝したこともあり、帰化人・帰化僧と親しい点からみて、鎌足が玄理の上において外交を掌つたことも考えられるが、外国語や外国に關する知識において、玄理ほど長い豊かな経験をもつものはなかつたらしいから、外交の主務官になつていたことは容易に考えられる。

以上国博士の旻と玄理の改新政府における役割を考へてみた。

四

次に左右大臣になつた人々について考える。大化元年左大臣に任ぜられた阿倍内（倉梯 麻呂（万侶））の大化前代の経歴は明らかではない。阿倍氏は孝元天皇々子の大彥命の子孫という名族だが、大化前代にさほど顕著な活動はみら

れない。宣化天皇代に大夫であつた阿倍火麻呂（阿倍）がめぼしいくらいにすぎない。

内麻呂の大化前代の宮廷における地位を示すものは、かれの女小足媛（おたま）がのちに孝徳天皇となつた輕皇子の寵妃となつていたことである。孝徳天皇は皇極天皇の同母弟にあたり、正妻皇后としては、舒明・皇極両天皇の間に生れた間人皇女（ひび）があつた。その小足媛との婚姻はむろん大化前代である。皇子と仲の善かつた中臣鎌子連（鎌足）が皇子を訪れた時に、皇子がこの寵妃阿倍氏をして、別殿を掃除し、高く新築をしかせ、大いにもてなざせたことが皇極紀三年条にみえる。大織冠伝には寵妃とのみしるし、阿倍氏とするさぬが阿倍氏であることは疑いあるまい。

この妃は、悲劇の人有間皇子を生んだ。皇子は舒明四年（六五八）十九歳で死んでゐるから、その誕生は舒明十一年（六四〇）で、小足媛の入内はそれ以前に遡ることになる。

この有間皇子の名のゆえんはなににもとづくか。孝徳天皇は大化三年（六四七）十月十一日有間温湯に行幸した。左右大臣、群卿大夫が従い、滞留は二カ月に及び十二月晦日に天皇は温湯より還幸、途中武庫行宮（武庫）に停つた

とき、皇太子の宮に災が^ひついたので時人が怪しんだという。皇太子中大兄は有間に随行せず難波に留守したらしい。鎌足も同様留守にあつたらしい。

この有間行幸の時に、行宮を温泉のほとりに作つた時、その材木を久牟知山に求めたが、その材木が美麗であつたので、「この山は功ある山なり」と勅があり、功地山^{くち}と号した。これを俗人が次第に誤つて久牟知山と称したという。^②撰津有馬郡に延喜式内公智神社がある。今の西宮市下山口にあたる、有馬温泉から三籽半北の地である。この神は古事記にみえる木神久久能智神を祭るとされている。この撰津風土記逸文はおそらく事実をしめすものであろう。この逸文によればこの有間の塩湯を始めて見得た時代は「土人は時世の号名を知らず、ただ嶋の大臣の時なりと知るのみ」といつたという。嶋の大臣は蘇我馬子のことであり、その死は推古三十四(六二六)年である。書紀に舒明天皇が、その三年(六三二)九月に行幸、十二月に還幸されたとあるのは、この逸文にしめすごとくこの馬子時代の直後にあたる。有間温泉が発見されて間もない時に、この行幸が行われたのであろう。温泉は天皇のお気にめしたとみえ、十年(六

三八)十月再度の行幸があり、十一年(六三九)正月に還幸されている。それは有間皇子の生れる前年である。輕皇子は舒明天皇の皇后の同母弟であるから、有間行幸に従つたことは当然考えられることであり、しかもこの有間地方が次にのべるように、その妃の出身である阿倍氏とゆかりが深いように考えられる。故に結論を先にいうならば輕皇子は妃阿倍氏とともに、舒明十一年の還幸の後、再び有間温泉に赴き、この地で妃は有間皇子を生んだので、皇子にかかる名がつけられたのではなからうか。阿倍氏と当地方の關係を暗示する史料は、新撰姓氏錄撰津皇別の条に久々智氏がみえ、その前の佐々貴山君とともに、もう一つ前の高橋朝臣。阿倍朝臣同祖。大彥命之後也。日本紀不見。とあることに「同上」としるされ、平安初期に阿倍朝臣と同祖と考えられていたことである。

久々智氏の居住地は姓氏録ではよくわからない。今日尼崎市内に久々智の字があり、ここの豪族かもしれない。しかし前述風土記逸文の功地山の伝承と、延喜式内公智神社の存在より考えて、有馬郡のこの地方に尼崎地方のその分派である豪族が住んでいたとみてもよい。そして佐々貴

山君が同祖であることも面白い。佐々貴山君は古代史上、山部を管理する伴造として有名である。山部は山の産物とくに材木の管理をなす部である。久々智氏が、木材の山を管理し材木を伐り出して行宮をつくつたことや、木の霊である久々能智神^⑤を祭つて氏族神としたことは当然で、同族佐々貴山君と同様、山部を管掌する豪族として、木の豊富なこの地に居たのであろう。

故に推定すれば、嶋の大臣、蘇我馬子時代Ⅱ推古朝に有間温泉が発見されたので、この地の豪族久々智氏が、同系氏族の最有力豪族として中央に羽振り聞かせている阿倍氏に報告したのであろう。そして阿倍氏を通じて、その氏の出の妃をもつ輕皇子、その姉の舒明天皇の皇后、のちの皇極天皇が、舒明天皇を動かして有間行幸を奏請したのであろう。されば阿倍氏出身の妃小足媛が、この地に密接な關係をもち、ここで皇子を生んだとしても当然であろう。

したがつて孝徳天皇が大化三年にこの温泉に行幸したことは当然すぎることであつたといわねばならず、それに左大臣阿倍内麻呂が随行したことは必然だつた。

内麻呂には別に橋娘とよぶ女があり、天智天皇の嬪とな

り、飛鳥皇女と新田部皇女とを生んだ。新田部は天武天皇と妃となつた。

以上のように阿倍内麻呂は孝徳天皇と皇太子中大兄Ⅱ天智とに女を妃としていれて外戚となり、前者においては有間皇子という孝徳天皇唯一の皇子をもうけ、もし皇子が即位すれば、天皇の外祖父となる可能性さえあつた。その左大臣という改新政府の人臣中最高の地位は、このような条件によつて得られたのである。

書紀の上で、左大臣としてのかれの職務上の事蹟として記された記事は非常に少い。大化元年六月十四日に左大臣に任ぜられた時、右大臣とともに金策^⑥を賜つたこと、同七月十一日に天皇が、左右大臣に対し、「まさに上古聖王の跡にしたがいて天下を治むべし、またまさに信ありて天下を治むべし」と詔し、十三日に左右大臣に対し、あまねく大夫、百の伴造らに問い、悦ぶころをもつて民を使うの路を問うべしと詔されている。これに対し、左右大臣が、どのように具体的、積極的にはたらいいたか不明で、わずかに、右大臣石川麻呂が、まず神祇を鎮祭して、然る後に政事を議すべし、と奏し、その処置がとられたくらいのこと

しかわからない。

大化四年二月五日己未に、内麻呂は四衆（比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷）を四天王寺に請い、仏像四軀を迎えて塔内に坐さしめ、鼓をつみかさねて靈鷲山の像を造つたことが知られる。かれは信仰の厚い人だつたのであろう。この当時は難波長柄豊碯宮時代であるから、都に最も近い、聖徳太子ゆかりのこの名刹で供養したのであろう。書紀が何を史料として、この記事を入れたかわからないが、四天王寺の縁起によつたものであろう。^④

同年四月一日条には、古冠を罷めたところが、左右大臣はなお古冠を著けていたことが特記されている。これは大化三年に七色十三階の冠位制が制定され、推古十一年以来これまで行われてきた冠位十二階制廃止を実行するに至つたのに、左右大臣はなお古い十二階制の古冠をつけていたという意味であろう。古冠位制の廃止、新冠位制の施行を命ずべき政府の最高責任者である左右大臣が、自ら政府の決定したことに従わない保守性を示したことが、一般官吏の驚きの的となり、記録に残されたのであろう。この事實は、左右大臣が自ら決定したことに従わなかつたというよ

りも、むしろかれらが古冠位制に執着し、新制に対する反対、抵抗を身をもつて実行したことを示すものではないか。すなわち左右大臣の反対を押し切つて新制を決定し、施行したかれら以上の権力者があつたのではなからうか。そして、それは天皇と皇太子しかないが、孝徳天皇のごとく人となり柔仁といわれた人とは考えられず、実権者であつた皇太子中大兄とその蔭の支持者である鎌足ではなかつたか。そしてこの一つの事實は、実に改新政治の全般を暗示するものといえるのではないか。左右大臣は改新政府首脳部中では保守的な人々であり、改新諸政策の手を次々に打つていつたものは、左右大臣ではなく、皇太子と鎌足だつたと推定する重大な手がかりを与えるものではないか。

このことがあつて一年もたたぬ大化五年三月十七日左大臣阿倍内麻呂は薨じ、その八日後に右大臣石川麻呂も死ぬのである。内麻呂の史料面にみえる行実からは、かれの温厚で保守的な信仰ぶかい性格はうかがいえても、改新政治の強烈な原動力としての役割を見出すことは困難である。

五

右大臣蘇我倉山田石川麻呂も孝徳、天智兩天皇の外戚である点では、前者と変りはない。かれは孝徳天皇には女乳娘を妃として入れ、天智天皇には二人の女を嬪として入内させた。姉の遠智娘(ある本は美濃津子娘に作る)は、大田皇女(天武の東宮時代妃、早死)、鷗野皇女(天武皇后、持統天皇)および啞の建皇子三人を生んだ。この人は、父大臣が、その弟日向臣身刺に讒言され、殺された時に悲しみの余り死んだ皇太子妃造媛(或本的美津子娘にあたる)である。妹の姪娘は御名部皇女と阿倍皇女、すなわち、のちの元明天皇を生んだ。

この姉娘が、中大兄皇子に嫁した時の逸話は、皇極三年紀および大織冠伝に詳しい。それは周知のように、中大兄と鎌足とが相知り、交りつつ蘇我入鹿一族誅滅の計をはかった際、石川麻呂の長女を中大兄の妃として嫁せしめ、これによつて石川麻呂を味方に引入れようとしたが、長女は婚約の夜、前記の身狭臣日向(身刺)大化五年紀、武藏大織冠伝)にぬすまれたので、石川麻呂が憂惶していた時、次女が、長女に代らんことを申し出た。ここに妃として入れたのが遠智娘である。姪娘はゆえに三女である。

石川麻呂は馬子の孫、雄正子臣の子といわれ、蝦夷の甥、入鹿のイトコにあたり、蘇我の嫡流ではないが名門である。だが入鹿とは仲がよくなかつたらしい。鎌足は中大兄に、「山田臣の人となり剛毅果敢にして、威望また高し、その意を得れば、こと必ずなるべし」といつて、この婚姻政策をすすめたとある。入鹿のごとき地位の高い勢力家に対抗するのに、同氏族で仲の悪いかれが、眼をつけられたのは当然としても、大織冠伝のいうように、人となりや威望の点は果して事実であつたか。その行実の史料上にあらわれたいところではどうか。

まず入鹿誅滅の際には、かれは三韓進調の文をよむ役割をひきうけているが、討手がなかなか現れないので流汗身をうるおし、声乱れ、手をわななかしたと伝えられる。剛毅果敢の評とそぐわないが、この乱の功によつて、右大臣の地位を与えられる根拠を得たといえる。

大化元年七月十一日、前述のように、天皇は左右大臣に對し、「まさに上古聖王の跡に倣いて天下を治むべし云々」の詔、十三日には「あまねく大夫と百の伴造云々」の詔を下し、中国風の儒教的徳政理念をもつて政治を行へべき改

新政治の指導精神を示した。この理念の発案者は誰であるか。むろんこの詔をうけた左右大臣ではあるまい。天皇も儒を好むと評せられたが、それよりも天皇に顧問としてついていた国博士たち、あるいはその旻の弟子である鎌足、また鎌足とともに国博士達と同時に隋唐に学んだ請安に周孔の教を学んだ皇太子らの思想であつたのではないか。この詔に対して、翌十四日に石川麻呂は、まず神祇を鎮祭して、然る後にまさに政事を議すべしと奏した。同日に倭漢直比羅夫を尾張国に、忌部首子麻呂らが美濃国に遣されて、神に供する幣を課している。石川麻呂の奏と遣使が果して「上古聖王の跡に遵う」との理念の実施か否か、多少問題はあるが、この条の書紀を素直によめば、石川麻呂が、中国風儒教的徳政理念を、日本の伝統的な政治理念に焼直して、根本の政治理念としたように解せられる。いわば皇太子、国博士らの中国的な思考に対し、伝統的神道的な二つの平行する政治理念が、矛盾対立を未だあらわさずに行われていたといえる。

孝徳天皇がはたして評のごとく「仏法を尊み、神道を軽る」方であるとしたならば、これは孝徳天皇の指導理念で

はない。だが鎌足のような神祇の家に生れたものには意を得た案として賛成されたかもしれない。いずれにしても神祇鎮祭案をまず提唱したところに、石川麻呂の面目、思想がうかがわれる。かれはのち山田寺建立にもみるように、神仏ともに厚く信じた人であつた。

大化二年二月十五日に天皇が宮の東門に幸して、民が訴をなし、上表諫疏することを容易ならしめるために、鐘匱の制を設けたことをはじめ、上京する徭役の民を雜役に駆使することの禁制などが詔せられたときに、右大臣に詔を宣せしめた。この詔は管子ほか中国の古典を引用し、中国古代の聖帝明王の事蹟が顧みられている。これが誰の立案であるか不明である。あるいは先に「上古聖王の跡」云々という理念の立案者かと思われ、国博士たちであつたかもしれないが、右大臣としてのかれも参画したと考えてもよからう。

大化五年三月二十四日、石川麻呂は、前述のように、弟日向臣身刺のため、麻呂は皇太子が海浜に遊ぶところをうかがい、まさに害せんとし、そむきつらんこと久しからじ、と讒言された。皇太子はこれを信じたが、天皇は再度にわ

たり使を派し、反状の虚実を麻呂に問わせたが、麻呂は詳しく申し開きをせず、天皇のため建立中の山田寺で自殺した。死後その資財中に、皇太子の書、皇太子の物と鄭重に扱つてゐることより、叛心なく無実であつたことが分り、

皇太子も悔いたという。この事件が阿倍内麻呂死後一週間に起つたことは、内麻呂の死により人臣最高の地位が空席になつて、この地位をめぐり、政界人心に不安が高まり、讒言が皇太子らの心に入り易い状態にあつたのであろう。

おそらく身刺の立場よりみれば、左大臣の死後、臣下最高の位置につくべき兄を除いたならば、名門出身の自分がその地位につきうるとの望みを抱いて、こうした讒言をかまえたのではないか。誰か鎌足のような野心家が身刺を使嚇した場合も考えてみるべきかもしれぬが、史料面ではそこまで推し得ない。皇太子がさきの古人大兄、のちの有間皇子の変や、この場合など、権力の競合者と少しでも目せられるものに対して、疑うこともなく、苛責なく直ちに罰を發動する猜疑心の強さ、権力意欲の強さは、政界の不安と相表裏している。石川麻呂の悲劇に関する書紀の記事は物語的で、父の後を追うた造媛の歌までのこつてるところ

をみると、この悲劇の物語が人口に膾炙し、文献にまでつくられて伝えられていたのであろう。他に史料の遺存がほとんどなかつた大化末年の改新政府の政治状況に関しては、これ以上の推測は困難である。

以上知られる石川麻呂の行実によれば、かれは温厚誠実で神仏の信仰厚く、保守的な人柄だつたように思われる。改新政治の徳政理念を行うような政策面には参加していかもしられぬが、改新の主要な社会経済的改革政策にまで深く参加していたか否か疑問であるように思われる。

石川麻呂が無実の讒言によつて攻められ自殺した時に、鎌足が史料面に全く現れていないことに疑問がある。かれは、もと中大兄皇子に石川麻呂の女を入内婚嫁させ、兩人を結びつけ、味方にしようとしたほど親しかるべき人物である。また後にみるように妥協調停ないし慰撫の役にまわることの多い人物である。なぜこの時に皇太子に対して融和調停の役目を果たしたことが書紀にも大織冠伝にも出ていないのか。それは鎌足も身刺の讒を信じたのか、とりなしも効果がなかつたのか、それとも自分の上位にある権臣の没落を歓迎したのか。後世の藤原氏は、よく讒を用いて他

氏族を排して権力闘争に勝をしめるが、はたしてすでにこの頃からそういうことをやつたのか、それらは一切不明であるが、鎌足が石川麻呂のごとき親しく労を共にした同僚を救わなかつたか、救い得なかつたところに、この時代の権力をめぐる貴族社会の冷酷な、不安定なありさまがよくわかる。

左右大臣の死によつて、五年四月二十日、その後任として小紫巨勢徳陀（一作太）古臣、同大伴長徳連字馬飼がそれぞれ左右大臣に任ぜられた。かれらは改新政治にどのような関与、貢献をしたか。

六

巨勢臣徳太の史上の初見は、皇極紀元年十二月十三日条で、舒明天皇の喪を発した時、かれは大派皇子またに代り第一番に誅しほをしたことである。かれは雄柄宿禰七世孫、父は胡孫子こすんこで、継体朝に大臣だつた巨勢男人の後という名門の出である。皇極二年十一月、入鹿が山背大兄王を斑鳩宮に襲い殺したとき、徳太は將軍に任ぜられ軍をひきいた。はじめは蘇我氏に従属していたらしいことは後述の大伴連長

徳と同様である。しかし入鹿誅滅の直後、帰化人漢直らが武装して大臣蝦夷を助け、陣を設けようとした時、皇太子は將軍巨勢徳陀臣を遣して、天地開闢以来の君臣のはじめを説かしめたので、漢直らは武器を棄てて散走したという。この時はすでに皇太子方になつていた。かれは皇太子の信任をうけ、改新政府の重要人物となつていたらしい。

大化元年七月高麗、百濟、新羅がならびに使を遣して来朝し、調をすすめた時、徳太をして高句麗使に対する詔を宣せしめた。その次の百濟使に対する詔も同人が宣したように、書紀はよまれるのである。果して文案そのものまでかれが作つたか否かわからぬが、かれはこうした外交交渉の官を担当していたのではなかつたか。

右大臣に任ぜられてからの事蹟としては、白雉元年二月、白雉の瑞が献ぜられた時、左右大臣は百官人を率いて、紫門外かどに四列をつくり、雉の輿を先頭にたてて宮廷中庭にいたり、輿を殿前に進ましめたときに、右大臣が輿の前頭を執り御座の前におき、天皇、皇太子が見て後、皇太子が巨勢大臣に賀詞をたてまつらせた。内閣首領たるかれが、重大儀式に花々しい役割を演ずるのは当然だが、かれのこう

した片鱗からは、革新的政策の遂行者とは考えられず、むしろその反対ではなかつたかの印象をうける。かれ自身よりも政府全体が、改新の業を一通りおえて弛緩状態におちいつていたありさまがうかがわれる。

かれの政治的発言として注目されるのは次の事件である。翌二年新羅の貢調使知万沙凜らが唐国の服をきて筑紫に来泊した時、朝廷はその恣に俗を移したことをにくみ、しかつて追いかえたが、かれは奏請して、「今にあたつて新羅を伐たなかつたならば、後に必ず悔があるだろう。それを伐つ状は、力を挙ぐべからず、難波津より筑紫の海の裏にいたるまで相つづいて船を浮かしてみまして、新羅を召してその罪を問わば、得やすかるべし」といつている。つまり、かれは強硬外交を説いているが、実力をもつて出兵するのではなく、新羅使にわが水軍の威容を誇示し、威嚇する策を説いている。

三国時代後期より新羅統一時代にかけて、新羅が日本を恐れて調を貢しながらも、次第に実力を有して来るに従つて、日本の命令を聞かなくなる一方では、強大な唐帝国に從属し、その文化をとり入れ、その風俗にならうことを喜

んだのは当然であつた。日本とてもこの例外ではなかつたといえる。新羅が強い国家主義を高めてきたように日本も強い国家主義的感情を有し、半島諸国に対し強硬外交をもつてのぞんだ。そのあげくは齊明、天智朝に、唐羅連合軍に攻められた百濟を救う為に出兵し、失敗し、三世紀にわたる半島経営は終末をとげる。

巨勢徳太はさきにも半島諸国使に對する詔宣の役を演じ、今またかかる発言をしていることからみて、半島の情勢に明るい知識と強い関心を持つていた古代的国家主義者であろう。武力出兵をすべきではないといつている点は賢明だが、威嚇でこと足りると考えていたことは、新羅の興隆、統一を行おうとする意欲とエネルギーを過少評価していたようである。

かれはさきに山背大兄王を襲うた將軍だつた点からみても、武人で軍事にくわしい人とされていたのであろう。

かれは齊明四年正月十三日丙申になくなつた。その死後、屢次の蝦夷遠征軍がおこされ、有間皇子の変があり、さらに半島出兵が行われる。これはむろん客観情勢の変化によるものであるが、「力を挙ぐべからず」との方針を主張し

たかれが、内閣首班として生き残つていたならば、あるいは別の慎重策がとられ、武力行使はなされなかつたかもしれない。齊明朝の武力遠征を実施した政府主脳部は中大兄に鎌足、蘇我連子大臣だつたのである。要するに巨勢徳太の行実をみて、結論づけることは危険だが、外交軍事に特色があるともたい。

大伴連長徳(馬飼)は金村の曾孫で、父は咋子連である。

咋子は、鎌足の母智仙娘、すなわち中臣御食子連の夫人の父である。蘇我馬子が諸皇子とともに物部守屋を河内洪河家に攻めた時に従事した大伴連嚙と同一人物であろう。その後にも名前の字は異なるが、書紀に散見する。それによつてみると外交軍事に活躍した事蹟が多い。長徳はこうした大夫という地位の重臣の子に生れた。

舒明四年唐使高表仁が旻等の帰朝を送つて来朝した時に、大伴連馬養を江口に迎えしめたと書紀にしろされてゐるが、馬養は馬飼でかれのことであろう。かようにかれの史上の初見は外交関係のことであつた。推古朝から大化改新前後にかけて、外交関係記事は、他の方面の記録に比し割合豊富であり、また書紀のこの部分(廿二五卷)は、他の巻に

比し、外交関係の記事が比較的正確であるように思われ、かつ他の巻のそれが半島人の記録や個人の日記などを主とするに對し、政府の公式記録らしいことも注意される。

次にかれが登場するのは前述の舒明天皇の喪にあたり、大臣蘇我蝦夷に代つて誅をよんだことである。かれは蝦夷に信任をえていたのかもしれない。皇極三年六月、かれは百合花の茎長さ八尺、その本異にして末が連つてゐるものを献じた。書紀のこの前後には非常に多くの瑞祥、ないし異常な現象のあつたことをしるしてゐる。それらの中には、豊浦大臣蝦夷の天津の宅に休留(茅鷲すなわちふくろう)が子を生んだことをはじめ、倭国に芝草の生じたこと、三輪山の猿が歌をよんだこと、劍池の蓮中に一茎二萼のものがあつたこと、蝦夷が蘇我臣のまさにさかえんとするの瑞だといつて、これを金の墨で書き法興寺丈六仏に献じたことや多くの巫が争つて蝦夷に神語を奏し、その意を迎えようとしたこと、がしるされてゐる。おそらく蘇我氏は自己の政權を固め、さらに皇位を奪取せんがため瑞兆をむりやりに集め、その意におもねつて瑞を献じたものが多かつたのであろう。こうした記録はいかなる性質のものであつたか明らかではな

いが、私が別稿に論じ、その存在を推測した仮称「入鹿誅滅の物語」とでもいうべき、蘇我一族の誅滅の過程を記録したものにしろされ、書紀編集時までのこつたものではなかつたか。

大伴馬飼連の献じた百合も、そうした阿諛の臭味が感ぜられる。大伴氏はかつては蘇我氏に対抗する古い名門であるから、一時は蘇我氏に従属した風を示していても、ついには入鹿らには従わなかつたのであろう。改新政府には最初から重用されたいことから察せられる。すなわち大化元年六月十四日、孝徳天皇が即位昇壇されるに際し、金の鞆を帯びて壇の右に立ち、犬上健部君が同じ鞆を帯びて左に立つたのに相対した。これはおそらく武門の家として、皇室の護衛にあつた大伴氏の伝統的家業だつたのだらう。かれが大伴氏の代表者、いわば族長ないし氏上にあたる地位にあつたことを示すのであろう。

その後大化年間にかれの事蹟は史上にみえない。右大臣になつてのちは、白雉元年、白雉の瑞を献じた際の行列に従がい、輿をとつたという、かれの公式的地位にもとづく場合の行動しかみられない。翌二年七月、在官わづか三年

でなくなつた。史上にみえたかれの行実からは、改新の業にどれだけ参劃したかわからない。

巨勢徳太、大伴馬飼兩人の死後、天智十年に蘇我赤兄臣と中臣金連とが左右大臣に任ぜられるまで、左右大臣の任ぜられたものはみられない。ただ蘇我連子臣が天智朝のはじめに大臣に任ぜられていたことがわかるが、その左右の何れかわからないし、事蹟も不明である。齊明、天智両紀はその編修にあたり、内政方面に関する史料が非常に欠けていたらしい。おそらく壬申の乱で焼亡したのであろう。

故に、他にも大臣ないし大夫に任ぜられたものがなかつたとはいえないが、おそらく、巨勢徳太が齊明四年に死んで後は中大兄皇子と鎌足とが、事実上、政治を独裁したのであろう。それではなぜ大臣が任ぜられなかつたのであろうか。

それは大化改新当時においては、改新前代の諸豪族の勢力や意向を無視できず門閥地位の高いものを大臣等に任ずる要もあつたが、改新が一段落して、皇室の権威が概ね確立してからは諸豪族中とくに怖れねばならぬ大族は、蘇我氏以外には殆どなくなつたのではないか。あるいは半島の

形勢はじめ対外問題も、諸豪族の注意を外へそらせたことも多少は与つてゐるかもしれない。だが対外出兵の失敗後、かれらが不満を内政に向けはじめた為、天智称制三年の反動的政策をとり、さらに近江遷都後、その不満は高まつたらしい。天智の後継の皇位をめぐり皇太弟大海人皇子の天皇及び大友皇子に対する不満も高まつて不安な状況が、次第にきざしてゐた。²⁰ その時に鎌足が死んだので、その後の空隙を埋め、大友皇子と大海人皇子の対立を緩和せしめるためか、あるいは大友をバックさせるために、天智天皇は十年にいたり蘇我赤兄、中臣金を左右大臣に任じたのであろう。

七

改新政治に孝徳天皇（輕皇子）はどの程度の発言、関与をされたか。書紀も大織冠伝ともに、改新の発端となる蘇我入鹿誅滅の計は、鎌足によつて立てられたが、その志を実行にうつす第一歩は、かれがまず輕皇子の知遇を得るところからはじまるとする。しかし書紀には、鎌足が、輕皇子を将来皇位につけるべきことをその舎人に語つたとするし

ながら、何故輕皇子と共に計を立てず、王宗中に歴試ついでにまじむ接つて功名を立てるべき哲主を求め、心を中大兄につけかえるにいたつたかの説明がなされていない。それを大織冠伝には明確に「然るに皇子の器量与に大事を謀るに足らず、さらに君を扱はばんと欲し、王宗を歴見するに、ただ中大兄の雄略英徹ともに乱を撥はうべし」としてゐる。この文章の主旨はおそらく原鎌足伝ともいふべきものにあつたものであろう。官撰である書紀は、孝徳天皇の資質を悪く書けないので、この文章を採用せず、省いたために、意味が通じなくなつてしまつた。この大織冠伝の文章はズバリと真相をついてゐる。おそらくこれは事実だつたにちがいない。書紀や大織冠伝にしろされた孝徳天皇の言動は、穏和、温厚、謙遜な紳士的な人柄で、書紀の「柔仁、好儒、不扱貴賤、頻降恩勅」という評通りだつたのだろう。それは中大兄「天智天皇が競争者に対してしめす猜疑心にみちた権力意欲、激しい意志、果斷冷徹な実行力、強引な自己主張等」とははるかに異つてゐる。

孝徳天皇の人柄を物語る話が多い。改新前の鎌足に対する厚遇もそれだが、いよいよ皇極天皇の讓位をうける時も、

まず古人大兄皇子に謙讓した。古人は舒明天皇の長子だつたらしいが、その母が蘇我馬子の女、法提郎媛なので、入鹿が誅滅された時にその場に居あわせ、非常なショックをうけ、私宮に走り入つて、「韓人鞍作を殺す、吾心痛し」といふ臥内に入り、門を閉して出なかつた程の人で、入鹿の同類と自他共に考え、皇位の候補者としては有力でなかつたとみてよい。古人は輕皇子の讓りを辞退し、出家して吉野に入つてしまつたのは当然である。その後三カ月、大化元年九月に、吉野で謀反を企てたと吉備臣しよ垂に告げられ殺されたが、これには疑いがある。むろん改新を喜ばぬものに担がれるような形勢があつたことも推測できるが、改新首脳部（中大兄と鎌足の線）が、古人皇子が反動勢力に利用され、改新政治を破壊することをおそれ、事前に手を打つて古人を殺したとみてよいのではないか。

前述のように天皇が旻の死ぬ直前に、その房を自ら訪れ、「もし法師今日亡なば朕明日より亡なん」といつたとの話は、その純真人柄を物語るようである。天皇はその溫柔の故に改新政治から遊離して居たのではないか。そして自分がそのように皇太子から棚上されたことを快からず思わ

れていたふしがある。前にしるした大化三年末の有間温泉行幸後、武庫行宮滞在の時、皇太子の宮に火がついたことを時人が大いに驚き怪しんだという。その驚怪の理由はしるされていないが、天皇の長期間都を離れた有間行幸に、左右大臣以下群卿大夫が従つたが、皇太子が従つた形跡はなく、難波宮に留守されたいことは、天皇が政治と遊離していて、実権は皇太子が握つていたらしいことを暗示する。そうした両者の対立が時人の心に不安を与えていた時に皇太子の宮に火が出たことを、時人がその対立に結びつけて考えたのであろう。

前にみた右大臣蘇我倉山田石川麻呂が弟日向のため、皇太子を害しようとしていると讒せられた時、大臣が度々天皇に虚実を申さんといつて、使に事情をつけなかつたのに、天皇が大臣の言を取上げ、軍をつかわして大臣を死なせたことにも、大臣の人柄に対し天皇が信頼していたにもかかわらず、天皇が皇太子に気がねをして、気弱くも事実をよく取調べず、軍を出して、大臣を死なせた気配がある。

そもそも天皇と皇太子との対立の不安があり、天皇は大臣をかばおうとして果さなかつたのではなからうか。日向は

その対立を利用して讒言し、兄を除こうとしたのではないか。大臣が山田寺のことを、「天皇の奉為おんために誓ちかつて作れるなり」といつていることは、大臣の天皇に対する敬愛の情を語るが、皇太子より、大臣と一味して皇太子に敵対すると疑われることは天皇として辛かつたのかもしれない。

天皇と皇太子との対立は白雉四年に至り決定的となつた。この年、皇太子は倭の京に移らんことを願つたが、天皇は許さなかつたので、皇太子は皇祖母尊（皇極）、孝徳天皇皇后の間人皇后、皇弟大海人皇子らをひきいて、倭の飛鳥河辺行宮に居た。公卿大夫百官人らみなしたがつてうつつた。

天皇は恨んで皇位を捨てようとし、宮を山崎に造らせ、皇后に歌を寄せたが、愛妻はじめ姉、甥らにまで捨てられた天皇は実に淋しい悲劇の人であつた。翌年十月一日天皇の病あつき時、皇太子は皇祖母尊、皇后、皇弟以下を率いて難波におもむき見舞つたが、十日に天皇は崩じ、十二月に再び倭河辺行宮に皇太子らはかえつた。天皇は柔仁温厚の人だつたが、一人難波に留まる強靱な頑固さをもつていた。その点よりみて天皇の改新政治に対する関与の仕方を全く遊離していたと考えるのは誤があるかもしれない。そもそ

も何故こうした深酷な対立が生じたのか。それは改新政治の性格を考える上に、重大な問題だが、書紀にはほとんど手がかりはない。

孝徳天皇が難波長柄豊碕宮に移られたのは大化元年十二月ということになつてゐるが、小郡、蝦蟇、有間、武庫、味経、大郡等の行宮を転々とし、白雉二年十二月に長柄豊碕の新宮に移つた。その完成は三年九月であるが、書紀には「造宮すでに訖り、その宮殿の状、ことごとくいいうべからず」としてゐる。宮殿の立派なことをのべるようだが、意味深重な語ともとれる。そして完成後わずか一年で倭へ移ることになつたのは、全く尋常なことではない。天皇が死にのぞんだ僧旻の房（阿曇寺）への行幸は、造宮完成後八〜九カ月後、倭への遷都の四・五カ月前である。

飯田武郷は、旻は天皇と皇祖母尊、皇太子らからともに信ぜられ、その間の調停をしていたものが、旻が死ねばまた弥縫するものがないことを、天皇がかねて知つて居られたので、「法師今日亡なば、云々」といわれたと解釈してゐる。おそらくこれは当つていよう。

豊碕宮が完成の翌年に捨てられた事情は不明だが、天皇

はこの宮に愛著を持つていられたのだらう。遷都の理由は、都や宮殿自体に対する不満があつたからではなく、むしろ難波京に都を置くことが、改新政治自体に大きな問題を生じていたと見ねばなるまい。その為には、完成したばかりの宮殿を捨てさることも敢てしなければならなかつたのであらう。⑧。おそらく改新政治の危機を、ただ大和にうつることによつてのみ避けられると、政府首脳部は判断したのであつたが、溫柔だつた天皇は、首脳部と情勢判断を異にしたのではなかつたか。それでは改新政治の危機とは何であつたか。一つには大和方面の旧勢力の改新政治への反動の強いことが考えられるが、明確に実証することは困難である。第二には半島とくに高句麗に対する唐の強圧が次第に加わつてきているので、海辺の難波より大和へ後退する策がとられたのかもしれない。

大陸の情勢が急迫し、これが政府首脳部に憂慮されたらしいことを、推さしめるのは、遣唐使が相ついで派遣されていることである。すなわち白雉四年五月吉士長丹を大使とする一行の一艘と、高田根麻呂を大使とする一行の一艘が派遣され、後者が難破失敗するや、直ちに翌五年二月に

高向玄理のごとき重要人物を押使として二船の遣唐使を出していることは、唐のわが国に対する圧力を軽減させ、平和的に交渉することが緊急の要事だつたからではないか。

国内的に政府への批判の強まつていたことも、斉明朝のことであるが、倭での両槻宮造管に石上溝（いそのかみづなで）を造り、多くの石を舟で運び垣をつくり、材を爛らして時人にそしられたこと、同四年有間皇子に反を故意にすすめた蘇我赤兄が天皇の失政を非難する口実に三つの失があげられていることは、作為としても、やはり時人に批判があつたことを伝承として有間皇子の悲劇の物語に伝えていたのであらう。改新政治においても、孝徳紀にははしるざれていないが、こうした批判は強く、かつ多かつたとみて誤あるまい。

孝徳天皇がこうした危機や批判を過大評価されなかつたことも、難波に留まり、皇太子と対立した理由として推測される。しかし対立の有力原因は、あるいは、天皇がその万歳の後、皇太子に中大兄があるにもかかわらず、自分の皇子有間皇子の即位を内心希望し、それが皇太子の怒にふれるようなことがあつたのではないか。ただし、これも間人皇后が、天皇にそむいて倭へうつつたことからいつて断

言しかねるが、間人皇后は有間皇子の実母ではないことを考慮すれば、可能性のある説と信ずる。有間皇子の悲劇はすでに白雉年間に胚胎していたと思う。

八

皇太子中大兄皇子が鎌足とともに入鹿誅殺にどれ位積極的に指導力を發揮したかは今さら論ずるまでもない。だが改新政治においてはどうか。諸種の政策の立案、実施に皇太子の名はそれほど多く史上にあらわれない。

改新の最大の眼目である子代の宮、処々の屯倉、臣、連、伴造、国造、村首らの所有する部曲民、田庄を廃止する政策に太子が積極にイニシアティブをとつたことは、大化二年三月二十一日の奏請によくあらわれている。その奏言中に「昔の天皇が天下を混齊して治めていたのが、今におよんで分れ離れて業を失つた。わが天皇が万民を救いたもうべき運にあつて天人合應し、その政は惟れ新である」と改新の理念を表明した点も、太子の指導的立場をあらわしている。しかしそれよりも、「昔の天皇の日に置いた子代入部、皇子等が私に有した御名入部、皇祖大兄御名入部

および屯倉を、古代のごとく置むや否や」との天皇の間に答えて、「天に雙日なく、国に二王なし、この故に天下を兼ね并せ、万民を使いたもうべきは、ただ天皇のみ、別に入部および所封の民を仕丁にえらびあてむこと、前の処分に従わん、自余以外は恐くは私に駆役せんことを」といい、入部五百廿四口、屯倉一百八十一所を献じた。他に率先して、己の部曲屯倉の廃止、献上をしたことは、大化二年正月一日の改新の詔第一条を履行したのだが、改新の詔そのものの立案の主導者が太子であることを物語り、天皇の諮問は形式だけのものであろう。その後幾度も重ねて出された同様な詔^⑩、さかのぼつて大化元年九月十九日の有名な、豪族ら私民駆使、劣弱兼併、收斂私地、賃租等の禁を制した詔なども、これに連関のある詔で、太子の主導性をうかがわしめる。

また大化元年六月十九日に天皇、皇祖母、皇太子が大槻樹の下に群臣を召集し、ちかわせた時に、天神地祇に告げた「天覆地載、帝道唯一…(中略)…而自今以後、君無二政、臣無武朝…(下略)…」の句は、さきの二年三月の皇太子の奏請に、「天無二雙日、国無二二王」に似ている。

これは聖徳太子十七条憲法第三条の句と似ているので有名だが、やはり中大兄の主唱で行われた誓いだつたらう。

かように、名代子代の部曲、屯倉、田荘の廃止を皇太子の主導に基くものと仮定すれば、廃止した制度に代る食封制をはじめ、新官僚制、豪族私地廃止後公地となつた全国の支配体系としての畿内、京師、国郡里制、班田収授制、租庸調制などは、改新詔の真偽に問題があるものの皇太子の主導する旧制廃止と相对应する新制度である。その新制の立案にも実施にも問題は残るが、中大兄の指導力が改新政治を導いたことは推測できるのではないか。白雉年間に皇太子と天皇の対立が露わとなつてから、政治の実権は太子のものとなつたらしい。

白雉五年正月十五日に鎌足に紫冠を授け、封若干を増した。^⑩これは天皇のみ難波に残り、皇太子以下すべてが倭の河辺行宮へ移つた間だから、果して天皇の詔命か否か疑わしく、皇太子の与えた位であり封戸だろう。それだけに鎌足が太子に依附していたことを察せしめる。

齊明朝には有間皇子の変に、太子自ら皇子を訊問し、六年五月には太子自ら漏尅を造り、民に時を知らしめたことあ

ることくらいしか史上にあらわれないが、七年の百濟救援の為の西征以下、太子が主となつて政治をさばいたことは疑ない。天智朝はむろん親政だが、晩年には皇太弟大海人皇子や自分の子大友皇子に政治をとらせた。

さて鎌足ほどの程度に改新政治に参与したか。かれは内臣に任ぜられ、「擲三宰臣之勢、処三官司之上、故進退廢置、計従^レ事立云々」といわれ、重大な権力を与えられたらしい。内臣については改めて別に考えたいが、ここで問題は、孝徳、齊明紀ではほとんど内臣鎌子（足）が史上に名をあらわさないことである。天智紀では三年十月に中臣内臣に勅し、沙門智祥を遣て、物を唐使郭務悰にたまわせたこと、七年五月五日の近江蒲生野の狐に従つたこと、同年九月廿二日に中臣内臣が沙門法弁秦筆を使として新羅上臣金庾信に与える船一隻を使の金東叡らに付けさせたこと、八年五月五日山科野の狐に従つたこと、秋に藤原内大臣（追記）の家に雷がおちたこと、十月の病重きとき天皇の親しく見舞われたこと以下臨終、葬儀に関しては詳しい記載がのこつている。以上の中で政務に関するものは、三年の唐使、七年の新羅使にそれぞれ沙門を使として物をたもつた

ことのみにすぎない。大織冠伝では白鳳十四年(天智稱制元年)に鎌足が高麗王から書を得た記事がある。ゆえに史料面にのこる個人の行実、個人的な仕事からその人の事績を考察する方法からいえば、それは外交関係のみということになる。こんなところに私の方法が充分効果的でない欠陥をあらわしている。だがよい方法は他にない。

鎌足が外国事情に通じまた外国に関心をもつていたことはいろいろな点で考へ得る。かれが長子定恵(一に貞慧につくる)を白雉五年に遣唐使につけて留学僧として唐にやつたことがあげられるが、帰化人に親しいものが多かつた。

かれの死後の碑文は百濟人沙吒昭明の撰である。高麗僧道頭(賢)と親しかつたらしく、道頭の作「日本世記」には鎌足をいたむ句があり、家伝の定恵(貞慧)の伝には道頭(賢)の作つた誄がのせられている。

鎌足は山階寺(興福寺)の維摩会を創始したので有名だが、その動機は斉明二年にかれが病の時、百濟禪尼法明が維摩経を誦したならば、病がいえることを天皇に奏し、はたしてその通りであつたという。翌三年かれは山階陶原家に維摩会をはじめ、四年には具僧^④元興寺福亮法師をまねいて講

匠とした^⑤。福亮は日本人かもしれないが、鎌足が帰化人な
いし、外国留学生とその学問に深い関心をもつていたこと
は、曼や請安は若い時に学んだことをみても、確である。

かれは入鹿誅滅にあたり、その発案者であるにもかかわ
らず、実力行使には弓矢をもつて翼衛にまわり、実際には
全然手を下さなかつた。かれは謀略型らしい。

大織冠伝には内臣を授けられた条に、「軍国機要、任公
処分」とあつて重要な政務の処分を委ねられたようにみえ
るが、この句は書紀にみえず、鎌足を誇大にほめる押勝の
編んだ家伝の文だから、直に信用できない。同様に「大臣
訪^⑥求林藪」、^⑦披^⑧揚仄陋」、人得^⑨其官」、野無^⑩遺材」、所以
九官克序、五品咸諧」と、かれが人材の搜索と登用に努力
したように書いてあることも、どれ程真実か分らない。

大織冠伝には、九州西征にあたり皇太子が、鎌足を大唐
の魏徴、高麗の蓋全、百濟の善仲、新羅の庾淳という名臣
宰相等と比較して、「朕が内臣に比するに当に胯下に出づ
べし、何ぞ抗衡するを得んや」と誇つた言葉がある。これ
については、すでに考証したように名医達が同時代の人で
はなく、あり得ない言葉ではないまでも、おかしな点もあ

り、かつ鎌足の政治的地位と手腕を具体的には示さない。

鎌足が天智天皇の命によつて、かれの晩年に礼儀を撰述し、律令を刊定し、朝廷の訓を作らせた時に、かれは時の賢人と共に旧章を損益し、略条例をなしたという^⑤。これはかれの死んだ翌九年正月紀に朝廷の礼儀と行路の人が相避ることを宣し、また誣妄妖偽を禁断したこと、同二月紀に戸籍を造り、盜賊と浮浪とを断つたとあること、十年正月紀に東宮太皇弟をして冠位法度のことを施行せしめ、天下に大赦すとあることを指すのであろうか。この条書紀の割註には法度冠位の名はつぶさに新律令に載すとあることを指している。その新律令すなわち近江令が発動されたことをいうらしい。この年代には異説も多く、問題が少くなく、検討考証は別に譲るが、近江令の編修に鎌足がその晩年に努力したことだけは認めてもよからう。かれの嗣子不比等ものに立法、法典編修に功があつた点からみて、かれにはそうした法律の立案編修の能力があつたことは推測できよう。それ故に孝徳朝に次々に出された改新諸詔の法案に、かれが参画したことも考え得よう。およそかれは政治舞台の表面に出ず、内にかくれて企画する型の政治家だつたの

であらう。

鎌足の政治行動として、史料面にあらわれたところで目につくのは、かれが対立する勢力の調停をなし、あるいは一方を慰和し、人々の団結の仲立ちをする働きをしたことである。入鹿誅滅計画の時に蘇我倉山田石川麻呂を結婚政策によつて味方に引入れ、また佐伯連・古麻呂や稚犬養連網田を推挙したことはそれである。また懐風藻が伝えるように、大友皇子が、夢に朱衣老翁の天日をささげて至り皇子に授けんとした時、腋底より出て来た人が奪おうとしたとみて覚め、鎌足に語つた時、かれは聖朝万歳の後巨猾間覈するあらん、しかれどもあにかくのごときことあらんや云々と皇子を慰め、息女(耳面刀自)^⑥を妃妾としてたてまつつたこともそれである。巨猾は天武天皇をさし、この夢は壬申の乱を知つて後書かれた話であるから、事実のままではなく、修飾が少くなかろうが、鎌足が娘を奉つたことは事実である。おそらく大海人皇子(天武)と皇位継承権をめぐる対立し、それが深刻化した時に、天位を希望しつつ、東宮大海人のあるため、それを果し得ないで悩む大友皇子を鎌足は慰撫したのであろう。また大織冠伝に伝えるように、

天智七年（即位元年）、天智天皇が即位直後浜楼に置酒し、酒たけなわにして歡を極めた時、大皇弟（大海人）が長槍を敷板に刺し貫いたので、天皇大いに怒り、弟をとらえ殺そうとしたのを、鎌足が固く諫め、天皇これをやめたという。大皇弟ははじめ鎌足の高遇せられるのを忌んだが、その後かれを親しみ重んじ、のち壬申の乱に、吉野より東国に赴いた時、もし大臣をして生存せしめば、われあにこの困くるしみにいたらんやといつたとある。これには鎌足をほめる押勝の多少の舞文もあろうが、概ね事実とみてよさそうである。大海人の怒は、わが子大友を皇位につけたい氣持の天智に対し、東宮である大海人の不滿のあらわれたものと推測される。鎌足はこんな場合、冷静に調停し慰撫し得る人柄と才能を持つていたらしい。

むろんかれは天智天皇とは始めから親しく、采女安見児を与えられて喜んだ^②。かれの娘氷上媛と五百重媛とは天武天皇の夫人となつた。またかれの正妻鏡女王の妹である（尾山氏説^③）額田女王は天智、天武両天皇の寵を受け、その額田女王が天武との間に生んだ十市皇女は大友皇子の妃となり、葛野王を生んだように、かれの外戚としての地位は、

これらの皇室の対立を調停融和しうる重要な地位にあつた。

鎌足の改新における政治的地位と役割とを知るため、改新政府の主要な地位にある人々の地位と役割とを考え、これを除いてゆき、これによつて鎌足のように表面に現れぬ政治家のあり方を知ろうとした。それは史料の不足のため充分所期の目的は果せなかつた。要はかれが皇太子中大兄皇子＝天智天皇とは一心同体、腹心の参謀の地位にあり、法律家型の冷静な立法者、企画者であり、また調停、妥協をはかる才をもち、また外国事情に通じ、外交問題を処理する能力をもつていたらしいというにある。以上の考察に不充分な点は多々あるが、他日の後補を期したい。

（一九五九、一、二六）

① 拙稿「藤原鎌足伝研究序説」（『関西大学文学論集』創立七十年記念号（昭三〇））、「大織冠伝と日本書紀」（『続日本紀研究』五ノ九、一〇（昭三三））、「懐風藻所載大友皇子伝考」（『関西大学東西学術研究所論叢』三二（昭三三））。

② 「孝徳即位前紀」六月十四日。

③ 「三國遺事」卷二、惠恭王（新羅三十六代）条、大曆二年丁未（七六七・わが神護景雲元年）、天狗が東樓南に墜ちたが、頭は

瓮の如く、尾三尺許、色は烈火の如く、天地亦振うとある。これによればこの天狗は流星の隕石と思われる。

④ 鎌足の歿年を書紀所引碑および大織冠位により、天智八年、五十六歳とすると推古二十二年（六一四）出生となる。しかし、天智八年所引高麗僧道賢の『日本世記』にかれが五十歳で死んだとするのが正しければ鎌足は推古二十八年（六二〇）生で、舒明四年には十三歳となる。

⑤ 『扶桑略記』四、大化二年条に本是高麗学生とあるが高麗人ではなく、高麗に学んだのであろう。山尻恵満の家より出づとあるから日本人であろう。高麗よりさらに大唐に入り嘉祥寺吉藏に学んだ（『本朝高僧伝』七二）。

⑥ 『書紀集解』二十五、〔国民精神文化文獻〕本、下ノ一九〇—一九一頁。

⑦ 田村円澄氏は「十師考」（『続日本紀研究』五ノ九）において、爰は百済大寺の寺主であつたのに、国博士に任じ、「八省百官」の設置に専念するため「寺主」の職を恵妙に譲つたとされている。だが、爰が八省百官の設置を命ぜられたのは大化三年であるにもかかわらず、それに専念するため、大化元年に寺主を恵妙に譲つたというのはおかしい。大化元年紀八月八日癸卯条には、寺主僧爰と、別に恵妙法師を百済寺々主となすことが并記してあるので、爰の寺主が百済寺のそれとは書いていない。田村氏の見解には服し得ない。百済寺々主の他に寺主があつたと考うべきで、その寺に個有名詞のないことは、寺といえは太寺というように、個有名詞を冠せずとも自明の寺、当時第一の元

興寺だつたと考えるべきではないだろうか。田村氏は「十師考」において、皇室の百済寺と蘇我氏の元興寺（法興寺）を対立したものと考へ、元興寺の衰退を考へていられるが、乙巳の変に中大兄が法興寺に城をつくつたのははじめ、大化後も、元興寺が官寺として祈禱法会の重要な寺であつた史料は少くない。

⑧ 「孝徳即位前記」。

⑨ 『書紀』所引或本では五年七月とする。

⑩ 右或本には阿曇寺とする。

⑪ 右或本には天皇は爰の手をとつて。

⑫ 或本には山田寺とする。

⑬ 関鬼「昇化人」（日本歴史新書）。

⑭ 『書紀』のこの条に、かれは冠位小徳とされているのはおかしい。小徳は聖徳太子冠位十二階制の第二階である。しかるに白雉五年二月条では大錦冠、ある本は大花下という低さであることは矛盾している。はじめの小徳はあるいはあやまりかもしれない。

⑮ 『三國史記』五・「新羅本紀」五、真徳王二年条。

⑯ 或本は五月遣大唐押使大花下高向支理とする。これは、押使であるかれが、大使の大錦下よりも下位になることを意味し、不合理である。ゆえに或本の記事より書紀本文の方が正しいであらう。

⑰ 新訂増補国史大系『日本書紀』による。朝日新聞社は大麻呂とする。

⑱ 天皇には別に蘇我倉山田石川麻呂の女乳娘を妃とされ、以上

大化元年七月二日戊辰前記の間人皇后、小足媛とともに正式の妃とされているから、あるいは改新前から妃であったかと思われるが、史料面では他にみえない。

①⑨ 齊明四年十一月条或本云。

②⑩ 今日の宝塚市字蔵人の地と推定されている。

②⑪ 『積日本紀』四、幸干津国^マ有馬温湯条所引撰津国風土記逸文。

②⑫ 久久は木々のなまり、智(千)は古代の靈威を示す語。

②⑬ 或本には鍊金とあつたという。

②⑭ 『書紀』はこのあたりほとんど記事なく、編纂当時、史料が非常に缺けていたことを示している。

②⑮ 『天智紀』七年条或本には生れた皇子の順位についての異説、また或本には、蘇我倉山田石川麻呂大臣女茅渟娘は大田皇女と姿羅々皇女^ニ持統^ニを生んだとある。

②⑯ 『公卿補任』天智天皇御世条。

②⑰ 『大織冠伝』。

②⑱ 『孝徳即位前記』。

②⑲ 敏達天皇の皇子、舒明天皇の叔父。

③⑰ 『公卿補任』孝徳天皇御世条。

③⑱ 近代の国家主義、ナショナルリズムと異り、古代のそれは広く国民一般の自覚に根ざしたのではなく、治者階級のみにとどまることはいうまでもない。

③⑲ 『公卿補任』孝徳天皇御世。

③⑲ 『尊卑分脈』藤氏大祖伝、鎌足伝。

③⑲ 『崇峻即位前記』。

③⑲ 『崇峻四年紀』に任那官家復興のため大將軍として筑紫に出兵したとみえる大伴連嚙。「推古九年紀」に高麗に遣われ任那を救うように伝えしめられ、翌年帰朝したとみえる大伴連嚙。「同十六年紀」随使斐世清の米朝持参した国書を迎えて、奏したとみえる大伴連嚙、「同十八年紀」に新羅任那の使人米朝し、宮廷の中に至つた時、これを迎え、蘇我馬子に啓した四大夫の一人大伴咋連とあるのもそれであろう。「同卅一年紀」に新羅遠征軍の副將軍に任ぜられた小徳大伴連闕名もかれかもしれない。

③⑲ 『大織冠伝と日本書紀』(『続日本紀研究』五ノ一〇)。

③⑲ 『天智紀』三年五月条に大紫蘇我連大臣薨となり、『公卿補任』天智元年に大臣と為すこと故の如し、初任年未だ詳かならず、字蔵大臣、三年薨す。在官三年。一書云。三月任、即ち薨す^ニとあつて、齊明朝にすでに任ぜられていたかもしれぬが、一書のようにその任期は短いとす^ニる説もある。

③⑲ 阿倍内麻呂などを第一流の門閥とみなすことには異論もあろう。例えば坂本太郎博士は、かれが大臣大連に任ぜられなかつた家柄で、その左大臣に任ぜられたことに、少くとも官職世襲についての因襲を捨てた改新政治の精神を見ることができるとされた(『大化改新の研究』二六六頁)。しかし阿倍氏が一流とはいへぬまでも、それに近い身分の高い貴族であることは、出身、その他からいつていえるであろう。

③⑲ 拙稿「懐風藻所載大友皇子伝考」。

④⑰ かなきつけ あががふこまは ひき出せず あががふこまをひとみつらむか。

- ① 『日本書紀通釈』五ノ三三〇二頁。
- ② 今日のわれわれの常識からすれば、新造の宮殿を捨て去ることとは甚だ惜しいようだが、古代の専制君主にとっては大した問題ではなかつたらしい。藤原宮は慶雲元年（七〇四）に完成し、その後、四年目の慶雲四年（七〇七）にはや遷都が議せられ、翌和銅元年遷都の詔が出、三年には実行された。また長岡遷都は延暦元年倭約の為造宮省を廃すと勅した二年後に行われ、延暦十年に平城宮詣門を長岡にうつし造つて三年後には平安遷都が行われている。倭の河辺行宮にうつた後も、翌年十月小墾田宮を起したが宮殿の材朽も爛れるもの多く、ついに止めて作らず、その冬飛鳥板蓋宮が焼けたので飛鳥川原宮にうつり、翌斉明年二年飛鳥岡本宮を、また田身嶺（多武峯）に兩槻宮をつくり、運石等に多くの功夫を損し、宮材を爛らせて時人にせしられ、また吉野宮を造つている。故に人民の勞力や資材を濫費することは為政者になんらやましい感を与えるのではなく、造宮完成の翌年に遷都することは、政治上の必要があれば平気だつたらう。
- ③ 一、大いに倉庫を起して民財を積聚すること、二、長く渠水をほり、公積を費損したこと、三、舟に石を積み運んで丘としたこと、「齊明紀」四年十一月条。
- ④ 大化二年三月十九日の官司処々屯田、吉備嶋皇祖母処々貸稲等廢止詔。同二年八月十四日の品部の廢止并びに王名を部民、氏族名につけることの禁、田を民に均しく給ひ、男身調をとり、仕丁を五十戸に一人徴すること等の詔。三年四月の氏や部に王名、神名をつけることの禁等。
- ⑤ この詔中に『易』を引用していることは、前述の晏が周易を講じ、鎌足がこれを聴講したことを連想せしめ、これらの人々が詔文作製に関与していたかもしれぬことを考えさせる。
- ⑥ 『大織冠伝』には白鳳五年八月とし、封八千戸とする。
- ⑦ 『大織冠伝』には詔文が一部のついている。
- ⑧ 『大織冠伝』。
- ⑨ 『天智紀』八年十月十六日条。
- ⑩ 前述「孝徳紀」大化元年八月条には狛大法師福亮とあり、高句麗人のようにみえるが、高句麗に学んだ意であらう。『元亨釈書』十六、力遊、福亮の条に吳国人とあり、同卷一伝智一、智蔵条に福亮在俗時子とし吳国人とある。しかし『懷風藻』の「釈智蔵伝」には、俗姓禾田氏で、吳越の間に学ぶとする。おそらく日本人で吳に学んだことをいうのであらう。『南都高僧伝』には日本人とする。
- ⑪ 『扶桑略記』第四、（新訂増補國史大系本五六一七頁）。
- ⑫ 『続日本紀研究』五ノ一〇。
- ⑬ それに続く文章は「一崇敬愛之道、同止奸邪之路、理慎折獄、徳洽好生、至於周之三典、漢之九篇、無以加焉」とあつて、それが明らかに法律の編纂であることを意味している。
- ⑭ 或本には大友皇子とする。
- ⑮ 『本朝皇胤紹運録』。
- ⑯ 『万葉集』二ノ九五。この安見兒を不比等の母、車持園子公の女与志古娘にあてる説がある（尾山篤二郎「額田娘王攷」『万葉集大成』九ノ九九頁）。
- ⑰ 尾山氏、前掲四頁。

lishment of capitalism in Japan the parasitic landlord system still remained semifeudalistic land-holding in agriculture; and how was the formation of capitalism proceeding in connection with that of the parasitic landlord system at the end of the Shogunate or in the former period of *Meiji* as a period of the rising capitalism?

To study this problem, this article centered on the development of farmer's management, the most fundamental economic process, though many excellent studies on this subject have already published.

Constructions of Concentric Zone and Region

—*Nara* and *Aizu* (奈良, 会津) Basins as examples—

by

Hajime Yamazumi

In recent years many geographical studies begin to center in a regional study on the basis of concentric-construction which has a central place as a core.

This article, on the above-mentioned standpoint, presents a study on reflection of regional pattern, forward or backward, upon concentric construction, in *Nara* (奈良), and *Aizu* (会津) Basins as examples; and then we consider the process in which and the factor by which a closed, local construction of concentric zone is transformed or encroached by a modern metropolis.

The Reformation of the *Taika* (大化) Era and

Kamatari Fujiwara (藤原鎌足)

by

Kenichi Yokota

This article tries to make clear, in spite of rare sources, the position and rôle of *Kamatari Fujiwara* (藤原鎌足) who was known as a man of merit, through elimination of and compared with personal rôles of great men or statesmen in the Reformation administration, by re-

searching fundamental sources themselves as its premise as far as possible.

Policy for Promoting of Agriculture
in the *Han* (漢) Dynasty

—on the reformation of financial mechanism—

by

Genyu Nishimura

Double financial mechanism of *Shao-fu* (少府) (royal financial organization) and *Ta-ssu-nung* (大司農) (state financial organization) in the Former *Han* (前漢) period was completely equipped into a single mechanism of *Ta-ssu-nung* in the Later *Han* (後漢) period, and at once, in the Former *Han* period organizations for agricultural policy, such as *Tu-shui* (都水), *nung-chien* (農監) and so on, under immediate control of *Ta-ssu-nung* and *Shao-fu* were transferred to *Chün-hsien* (郡県).

This means the agricultural policy of an absolute empire situated on fundamental relationship of *Chün-hsien* system's grap. This local transference, through colonization, was to promote middle or small peasantry under the control of state-power, culminating in the political system of the *T'ang* (唐) dynasty; in other words such growing system seemed to be a prote-type of the *T'ang* dynasty.

In conclusion, we may say that the political system in the Later *Han* period played a great rôle for posterity.